

新潟大学競争的研究費等からの研究代表者等の人件費の支出により確保された
財源の活用方針

令和6年3月14日学長裁定

改正 令和6年9月24日

令和7年3月3日

競争的研究費の直接経費から当該競争的研究費の研究代表者又は研究分担者（本学の職員に限る。以下「PI 等」という。）の人件費の支出により確保された財源（以下「財源」という。）の活用方針について、下記のとおり定める。

記

1. 目標

PI 等に対してインセンティブを付与することにより PI 等の処遇改善及び研究パフォーマンス向上を図るとともに、若手研究者をはじめとした多様かつ優秀な人材の確保等により、本学の研究力強化を図ることを目標とする。

2. 支出条件

(1) 対象となる事業

資金配分機関が指定する府省等の競争的研究費又は民間からの受託、共同研究等の外部資金（以下「競争的研究費等」という。）。ただし、対象となる競争的研究費等の支出上限額を上回る支出はできない。

(2) 支出額

PI 等の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォートを乗じた額とすることを原則として研究課題の実施に支障のないよう、PI 等が設定。

3. 目標を達成するための具体的な経費の使途

(1) PI 等に対するインセンティブの付与

予算額は確保された財源の 50%とする。

①当該 PI 等に対する処遇改善

②研究に集中できるための環境整備：当該 PI 等への研究環境整備のための予算配分

なお、処遇改善及び研究に集中できるための環境整備に充てる財源の割合は PI 等が設定するものとする。

(2) 本学の研究力強化のための取組

予算額は確保された財源の 50%とする。

- ①優秀と認められる若手研究者（創発的研究支援事業採択者等）の採用・育成・活動支援策の充実
- ②多様かつ継続的な挑戦の支援策の充実
- ③共用研究設備・機器の充実
- ④その他本学の研究力強化に資する取組

4. 留意事項

(1) 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のために判断するものであり、競争的研究費等の直接経費から PI 等の人件費を支出することを本学が強制するものではない。

(2) 本活用方針に掲げる目標の達成に向け、以下の施策の強化等と併せて取り組むこととする。

イ 研究者の研究活動における業績に対する評価結果が給与等のインセンティブとして反映される評価制度の実施

ロ 年俸制におけるインセンティブ充実を図るための十分な財源の確保及び処遇への反映の強化

(3) 本活用方針は、本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。